

# 令和6年度 市・県民税の税制改正についてのお知らせ

## 1. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

令和6年度（令和5年分）の市・県民税より、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなり、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。

課税方式の対照表（特定口座（源泉あり））

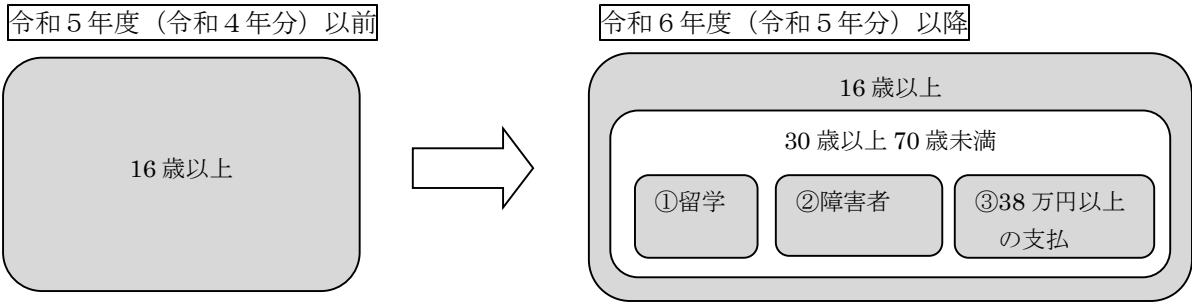
課税年度	所得税の課税方式	住民税の課税方式
令和5年度（令和4年分）以前	以下の3つより選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税	以下の3つより選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税
令和6年度（令和5年分）以降	以下の3つより選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税	所得税と同じ課税方式で算定

所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は市・県民税でも所得に算入されます。これにより、扶養控除や配偶者控除等の適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定、各種行政サービス等に影響が出る場合があります。課税方式の選択はご自身で慎重にご判断ください。

## 2. 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度（令和5年分）から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用対象外となります。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ 扶養控除等を申告する納税義務者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者



## 【補足】森林環境税（国税）の賦課・徴収

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において個人市民税・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収され、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

なお、平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が公布され、平成26年度から均等割額が1,000円（市民税：500円、県民税500円）引き上げられていましたが、こちらは令和5年度をもって終了します。

森林環境税の導入により、年税額が増加するものではありません。

		～令和5年度	令和6年度～		
年 税 額	5,700円	所得割額 ※税額は課税内容により異なる。	所得割額 ※税額は課税内容により異なる。	年 税 額	5,700円
		市民税均等割 3,500円	市民税均等割 3,000円		
		県民税均等割 2,200円	県民税均等割 1,700円		
			森林環境税 1,000円		